

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害リスク

(洪水)

豊能町には、河谷平野、扇状地、緩扇状地や西部の「ときわ台」、東部の「希望ヶ丘」のような宅地造成により形成された人工改変地等、水害の被害を受けやすい地形が分布している。

また、余野川流域（余野川、野間口川、石田川、大丸川、木代川）、初谷川流域の河川沿いの低地は、特に浸水による被害の危険性が高く、最大で2.0m以上の浸水被害が予想されている。

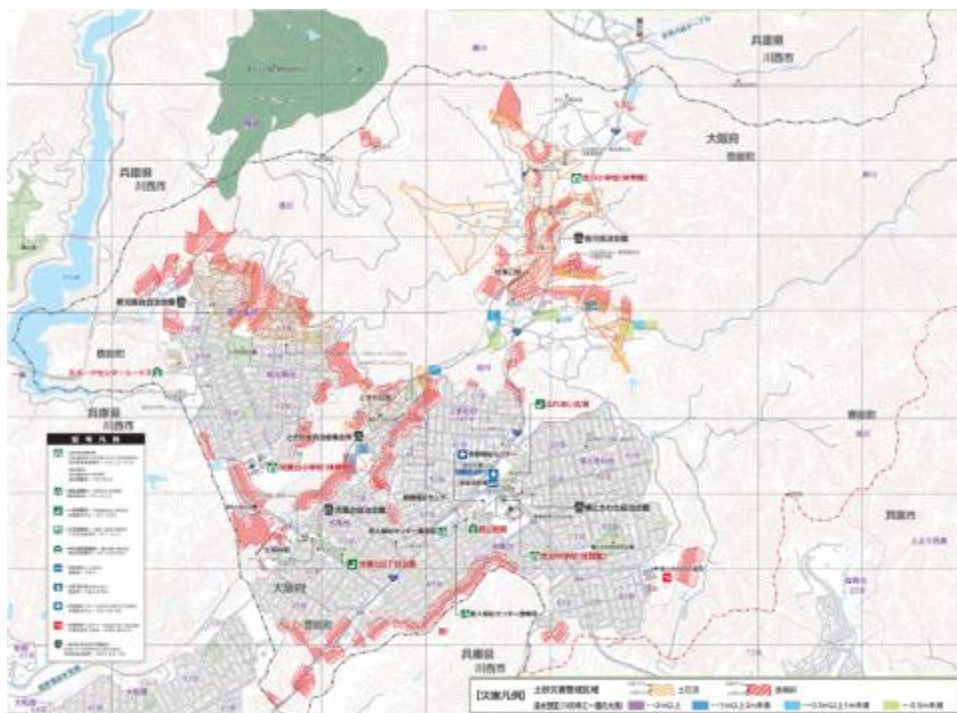
参考資料：豊能町地域防災計画 第1編 総則 (https://www.town.toyono.osaka.jp/data/doc/1553671488_doc_16_0.pdf)

(土砂災害)

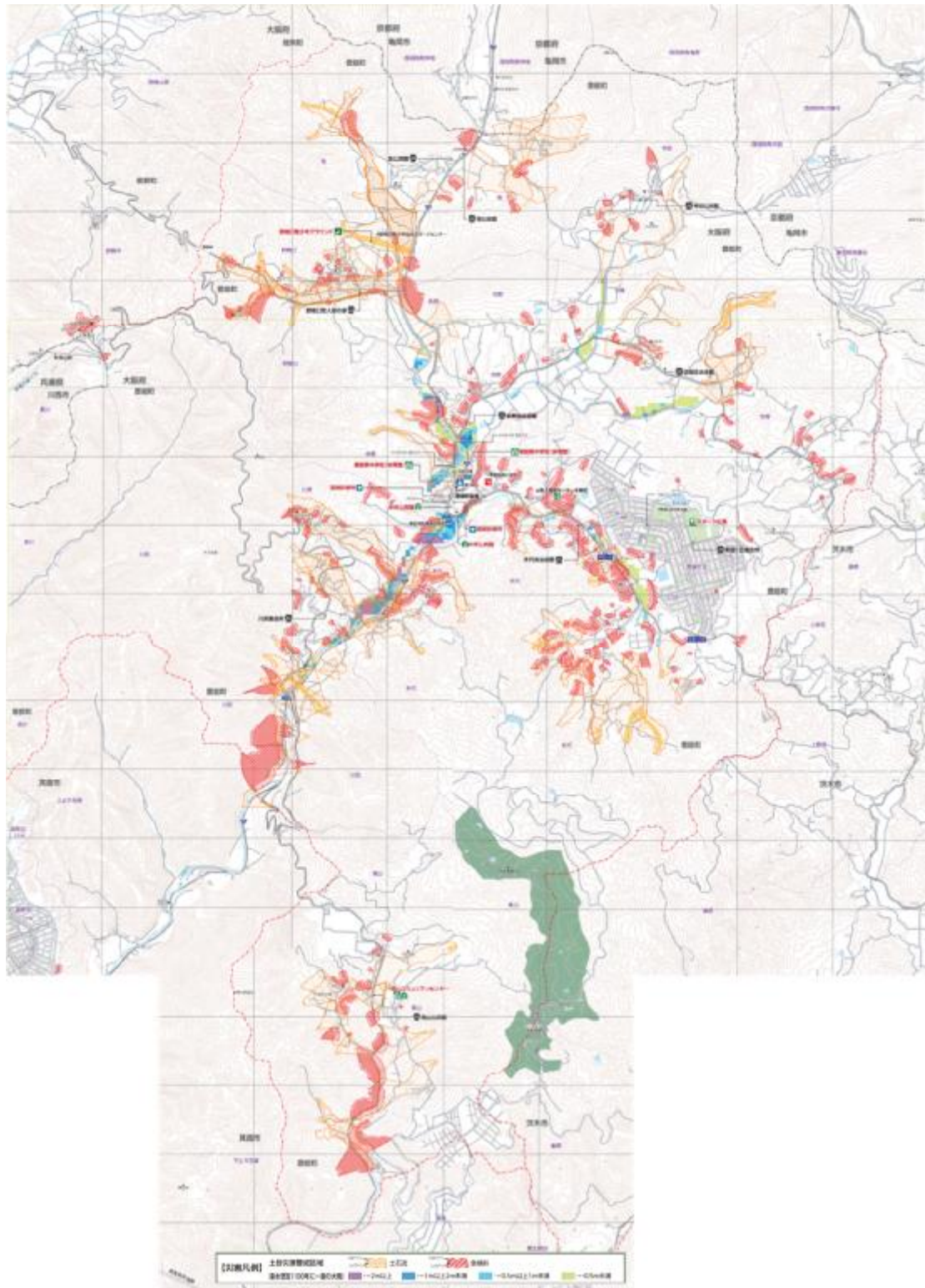
豊能町は、平地面積が極めて少ない山間部に位置する立地となっており、宅地造成等により形成された人工斜面を後方に背する地区、箇所や山地急斜面域、人工改変地等が分布しており崩壊等の危険性を有している。ハザードマップにも非常に多数の危険箇所が示されており、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が305箇所、土砂災害警戒区域（土石流）が105箇所ある。

参考資料：大阪府内土砂災害防止法の指定状況 (https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/357/00392353/04_toyono.pdf)

〔豊能町西地区〕



[豊能町東地区]



参考資料：豊能町総合防災マップ (https://www.town.toyono.osaka.jp/data/doc/1490778102_doc_16_0.pdf)

(地震)

豊能町域に大きな影響を及ぼす可能性が高い直下型地震として、有馬高槻構造線、があり、近年発生が危惧されている南海トラフ地震がある。共に、震度5弱以上6強の強い揺れが想定されている。

想定地震		上町 断層帯 (A)			生駒 断層帯			有馬高槻 断層帯			中央構造線 断層帯			南海トラフ 地震		
項目	マグニチュード	7.5~7.8			7.3~7.7			7.3~7.7			7.7~8.1			9.0~9.1		
	震度	5強~6弱			5弱~5強			5弱~6強			~5弱			5弱~6強		
建物被害	全壊	2	7	9	0	0	0	94	216	310	0	0	0	9	166	175
	半壊															
炎上出火件数	地震発時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地震後1日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人的被害	死者	0	1	0	0	0	0	0	42	0	0	0	0	0	16	0
	負傷者															
機能被害	電気(停電)	421軒			0軒			6,212軒			0軒			4,765軒		
	下段:復旧所用期間	約1週間			約6日			約2日			約1日			約1日		
	ガス(供給停止)	0千戸			0千戸			0千戸			0千戸			0千戸		
	下段:復旧所用期間	約2~3ヶ月			約0.5~1.5ヶ月			約0.5~1ヶ月			約2週間			-		
	水道(断水)	0.3万人			0.0万人			0.8万人			0.0万人			0.7万人		
	下段:復旧所用期間	41日			45日			21日			9日			約1ヶ月		
通信(固定電話)	回線	488回線			271回線			488回線			0回線			0回線		
	下段:復旧所用期間	約2週間			約2週間			約2週間			約5日			-		
罹災者等	罹災者	22人			1人			867人			0人			818人		
	避難所生活者数	7人			1人			252人			0人			409人		

※南海トラフ地震の被害想定のみ「南海トラフ巨大地震等に関する検討及び被害想定公表」より

※地震の規模は「地震被害想定概要(平成18年10月)」(府)による。

※人的被害は建物被害(夕刻)・火災(夕刻・超過確率1%風速)によるものの合計。

※水道の復旧体制が整うのに3日を要するものとする。

※上町断層帯地震には、上町断層帯地震A(断層帯の北中部で揺れが大きいケース)と上町断層帯地震B(断層帯の南部で揺れが大きいケース)が想定されているが、町に対する被害が大となる上町断層帯地震Aを掲載。

※復旧所用期間は府全体の期間

参考資料:豊能町地域防災計画 第1編 総則 (https://www.town.toyono.osaka.jp/data/doc/1553671488_doc_16_0.pdf)

(感染症)

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生し、世界的な大流行となり大きな被害を発生させてきた。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、豊能町においても住民の生命及び健康に重大な影響を与えている。

2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 2 1 5 事業所 (中小企業庁市区町村別企業数2016年6月時点)
- ・ 中小企業者数 2 1 5 事業所 (中小企業庁市区町村別企業数2016年6月時点)
- ・ 小規模事業者数 1 9 3 事業所 (中小企業庁市区町村別企業数2016年6月時点)

3) これまでの取組

<豊能町の取組>

- ・豊能町地域防災計画の策定
- ・豊能地区3市2町合同防災訓練等の実施
- ・災害用備蓄物資の確保
- ・洪水・土砂災害ハザードマップの発行
- ・自主防災組織の設置促進
- ・豊能町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

<豊能町商工会の取組>

- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・豊能町と災害時応急復旧作業に関する協定書を締結
- ・大阪府火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・大阪府商工会連合会と連携した事業継続計画の啓発と策定支援

② 課題

- ・現状では、緊急時の取組にかかる豊能町と豊能町商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・豊能町商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者への助言に必要となる知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

③ 目標

- ◎ 実施期間中におけるBCP策定支援事業者数の目標を延べ1000事業者とする。

(令和5年度：200事業者、
令和6年度：200事業者、
令和7年度：200事業者、
令和8年度：200事業者、
令和9年度：200事業者)

- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、豊能町商工会と豊能町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時(感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。)には速やかに拡大防止措置

を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④ その他

豊能町商工会の事業継続計画の有無：無

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

⑤ 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

⑥ 事業継続力強化支援事業の内容

・豊能町商工会と豊能町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

本計画の内容を予め整理して、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

b) 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援

- ・大阪府が提供する簡易版BCP様式による策定支援
- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・連携する大阪府商工会連合会の協力を得て、同会が提供するBCP様式での策定支援

c) 地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握

- ・事業所巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・大規模な自然災害（震度5以上の地震）が発生したと仮定し、豊能町と豊能町商工会との連絡ルートの確認等を行う（その他訓練は必要に応じて実施する）。

e) 商工会の事業継続計画の策定

- ・豊能町商工会は、令和5年度末までに事業継続計画を策定する。

f) 関係団体等との連携

- ・東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・連携する大阪府商工会連合会の協力を得て、同連合会が提供する事業継続計画（BCP）策定支援事業を通じた策定支援を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

g) フォローアップ

豊能町総務課・豊能町農林商工課と豊能町商工会とで、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を必要に応じて設ける。

2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を豊能町商工会と豊能町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合には、国・大阪府・豊能町の方針に基づき豊能町商工会による感染症対策を行う。

b) 応急対策の方針決定

- ・豊能町商工会と豊能町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・町内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・町内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・町内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・町内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により豊能町商工会と豊能町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間以降	地区小規模事業者の被害状況に応じて、必要に応じて共有する。

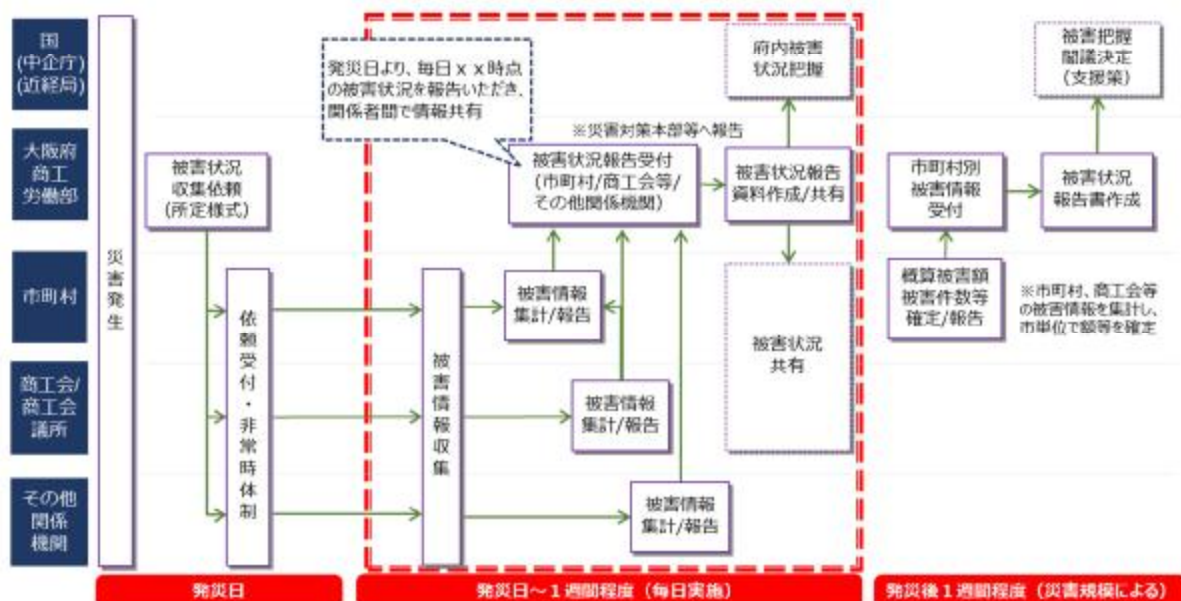
3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・豊能町商工会と豊能町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
豊能町商工会と豊能町が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて豊能町商工会又は豊能町より大阪府へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、共有した情報を大阪府の指定する方法にて豊能町商工会又は豊能町より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、豊能町商工会と豊能町で相談・決定する。
(豊能町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、豊能町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

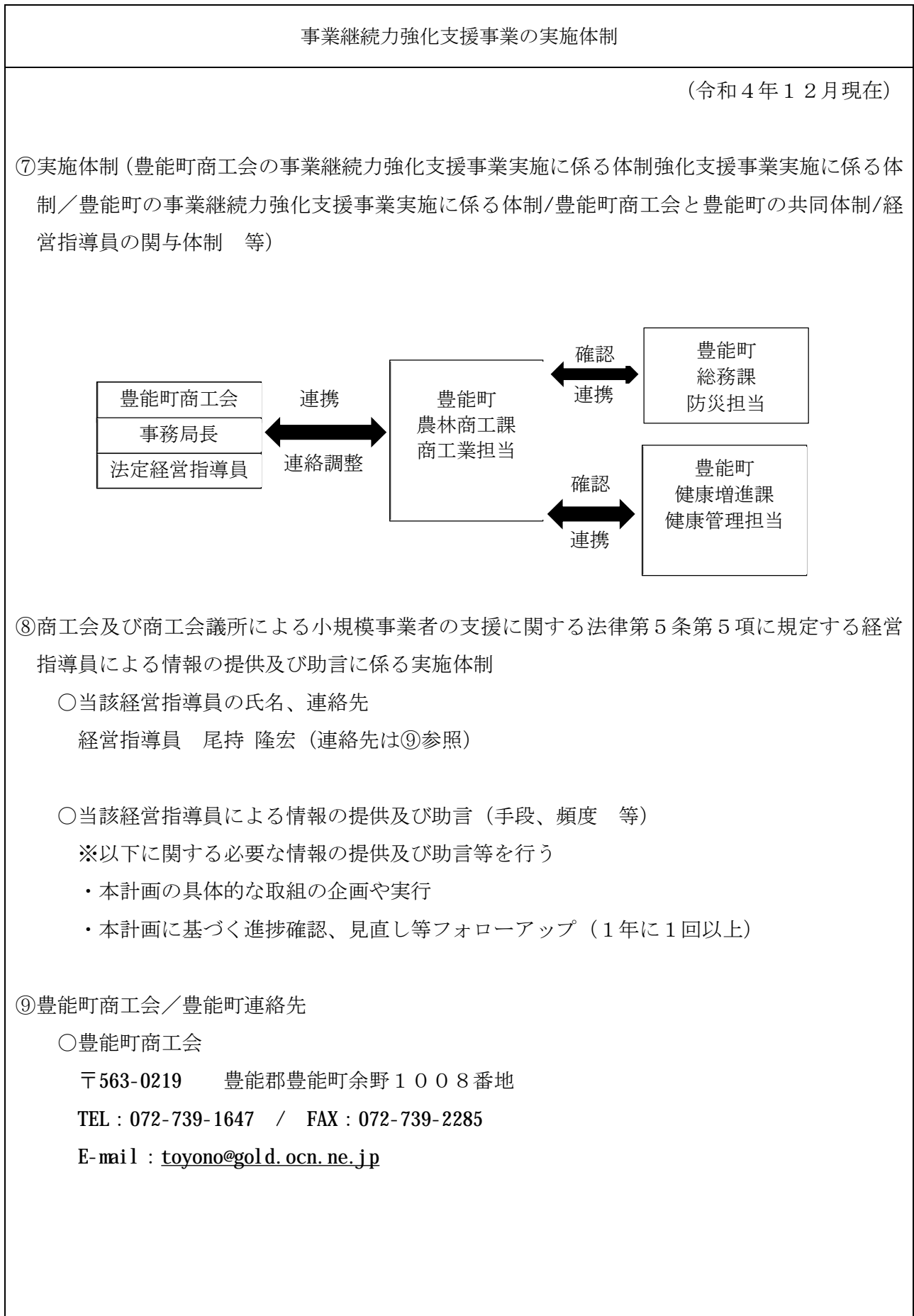
- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



○豊能町

豊能町 都市建設部 農林商工課 商工業担当

〒563-0292 豊能郡豊能町余野414番地の1

TEL : 072-739-3424 / FAX : 072-739-1919

E-mail : noumidori@town.toyono.osaka.jp

豊能町 総務部 総務課 防災担当

〒563-0292 豊能郡豊能町余野414番地の1

TEL : 072-739-3415 / FAX : 072-739-1980

E-mail : bousai@town.toyono.osaka.jp

豊能町 保健福祉部 健康増進課 健康管理担当

〒563-0292 豊能郡豊能町東ときわ台1丁目2番地の6

TEL : 072-738-3813 / FAX : 072-738-6855

E-mail : hokenhukushi@town.toyono.osaka.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【豊能町商工会】

(単位 千円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
⑩必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費	90	90	90	90	90
・ セミナー開催費	20	20	20	20	20
・ パンフ、チラシ作製費	20	20	20	20	20
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪調達方法
会費収入、豊能町補助金、大阪府補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【豊能町】

(単位 千円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
⑩必要な資金の額	20	20	20	20	20
(備考) 事業実施 (セミナー開催等) に際して商工会への補助金					

(備考) 必要な資金の額については見込み額を記載すること。

⑪調達方法
自主財源 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

イ. 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>1. 東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役社長 広瀬伸一</p> <p>大阪北支店 北摂支社 大阪北支店部長兼北摂支社長 平野光保</p> <p>本社 〒100-8050 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号</p> <p>北摂支社 〒560-0082 豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル16階</p> <p>TEL : 06-6834-2939</p> <p>FAX : 06-6834-2913</p> <p>2. 大阪府商工会連合会 会長 早川 巖</p> <p>〒540-0029 大阪府中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階</p> <p>TEL : 06-6947-4340</p> <p>FAX : 06-6947-4343</p> <p>Eメール : shokoren@osaka-sci.or.jp</p>
ロ. 連携して実施する事業の内容
<p>1. セミナー・BCPワークショップの開催</p> <ul style="list-style-type: none">・BCP策定の必要性について・大阪府、豊能町を取巻く自然災害・簡易版BCP策定支援と解説・事業継続力強化計画の認定申請について・ビジネス総合保険の解説 <p>2. 大阪府商工会連合会の協力のもと、事業継続計画（BCP）策定の個別支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・【簡易版】事業継続計画（BCP）策定支援、大阪府簡易版BCP様式による策定支援・地震の発生に備え、従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応（安全確認、安否確認、応急処置、救護、救助など）の確立に重点を置いた簡易版のBCP策定支援を行う。・事業継続計画（BCP）策定支援 <p>事業を取巻く脅威とその脅威が発生した時の影響を事前に分析し、緊急事態に対処するための組織体制（情報収集、安否確認、応急処置、救護、救助など）の確立に重点を置いたB</p>

CP策定を支援する。

・事業継続計画（BCP）ブラッシュアップ支援

策定済のBCPをブラッシュアップ（内容の見直し、訓練の実施など）するための支援を行う。

・レジリエンス認証取得準備支援

内閣官房国土強靱化推進室が制定した「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」に基づくレジリエンス認証の審査基準の開設や面接審査におけるポイントなどをお伝えするとともに、認証取得に必要な申請手続きについて支援する。

ハ. 連携して事業を実施する者の役割

1. 豊能町商工会が主催するセミナー・BCPワークショップへの講師派遣

東京海上日動火災保険株式会社等と連携することでBCPに関心のある小規模事業者に策定の啓発、企業の財務面におけるリスク対策の強化を図ることが可能となる。

2. 豊能町商工会・豊能町を通じた「事業継続計画（BCP）策定」相談者に対する専門家派遣

大阪府商工会連合会は事業継続計画（BCP）策定支援制度で豊能町商工会と事業連携しており、BCP策定に関する専門的知識を有した専門家を無料で派遣することができる。BCP策定支援メニューでは5つのコースを用意しており、簡易なレベルから認証取得まで幅広い相談案件に対応することが可能となる。

二. 連携体制図等

